

香川県介護支援専門員実務研修における実習実施要項

1 目的

介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）の受講者（以下「実習生」という。）が、実務研修前期で学んだ知識に基づき実習現場でケアマネジメントプロセスを経験することにより、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識することを目的とする。

2 実習受入事業所の要件

実習受入協力事業所（以下「実習受入事業所」という。）は、県又は市町から改善勧告又は改善命令等を受けたことがない事業所であって、次のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 特定事業所加算を取得している（取得予定*を含む）事業所
- (2) 特定事業所加算を取得していない事業所であって、介護支援専門員法定研修の指導者等を務める主任介護支援専門員が在籍している事業所

※「取得予定」は、2カ月以内とする

3 実習受入事業所の登録

- (1) 実習受入事業所の要件を満たし実習の受入体制を整備している事業所等は、「香川県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書」（第1号様式）を県に提出する。
- (2) 県は、(1)の内容を確認の上、「香川県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録決定通知書」（第2号様式）を送付する。
- (3) 実習受入事業所は、登録時の情報が変更した場合には、速やかに「香川県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更届」（第3号様式）を県に提出する。
- (4) 県は、県が実務研修を委託する研修実施機関（以下「研修機関」という。）に実習受入事業所の登録情報を提供する。
- (5) 実習受入事業所は、上記2の要件を満たさなくなった場合には、速やかに「香川県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取下届」（第4号様式）を県に提出する。
- (6) 県は、実習受入事業所が要件を満たさない場合には登録を取り消し、「香川県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取消通知書」（第5号様式）を送付する。

4 実習の委託

実習は、研修機関が実務研修の一部として実施するものであり、研修機関は、実習受入事業所に対し、実習の実施について協力を求め、実習を受け入れることが可能な事業所は研修機関と実習受入れに関する委託契約を締結するものとする。

5 実習生の受入

- (1) 実習生は、研修機関が提供する実習受入事業所一覧から2事業所を選択し（優先順位を付す。）、所定の様式を研修機関に提出する。研修機関は、実習生と実習受入事業所とのマッチングを行い、実習受入事業所に「香川県介護支援専門員実務研修実習受入依頼書」（第6号様式）を送付して実習受入れを依頼する。
- (2) 実習受入事業所は、受入れを承諾する場合には、研修機関に「香川県介護支援専門員実務研修実習受入承諾書」（第7号様式）を送付する。
- (3) 実習受入事業所は、「香川県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書」に記載された指導者1人につき実習生を2人まで受け入れることができる。

- (4) 研修機関は、実習受入事業所に対して実習生に関する必要最小限の情報を提供する。
- (5) 実習生は、実習を行うにあたり「香川県介護支援専門員実務研修実習同意書」(第8号様式)を研修機関に提出する。
- (6) 研修機関は、実習生から提出された「香川県介護支援専門員実務研修実習同意書」を実習受入事業所に送付する。

6 実習内容

- (1) 実習内容は、一連のケアマネジメントのプロセスとする。
- (2) 実習期間は、実務研修の前期課程が終了した後(毎年1月～2月頃)、概ね3日間とする。
- (3) 実習場所は、原則として実習受入事業所及び居宅のサービス利用者及びその家族等(以下「実習協力者」という。)の自宅とする。
- (4) 実習は、介護支援専門員実務研修実施要綱(平成27年2月12日付老発0212第1号厚生労働省老健局長通知の別添1)によるものとする。具体的内容は、香川県介護支援専門員資質向上検討委員会が決定した実習スケジュール案を参考とする。
- (5) 実習受入事業所は、実習生の予定を聴き取った後、指導者及び管理者と協議の上、実習の日時等を定める。

7 実習受入事業所の責務

- (1) 実習受入事業所は、実習の受入依頼があった場合には、特段の事由がない限り受け入れるよう努める。
- (2) 実習受入事業所は、「香川県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書」に記載された指導者(主任介護支援専門員で実習内容の説明を受けた者)により実習を行う。また、管理者を含む事業所全体での協力体制の下、実習を行うことができるよう努める。
- (3) 実習受入事業所は、実習協力者に対して、実習の目的、内容及び期間等について適切に説明し、同意を得る。
- (4) 実習受入事業所は、必要に応じて研修機関と連携及び協力し、円滑な実習を行うよう努める。
- (5) 実習受入事業所は、実習が終了した時には「香川県介護支援専門員実務研修実習報告書」(第9号様式)を作成の上、研修機関に提出する。
- (6) 実習受入事業所は、実習生及び実習協力者の権利を侵害しないよう適切な配慮を行う。
- (7) 実習受入事業所は、実習生の個人情報について守秘義務を負う。

8 実習生の責務

- (1) 実習生は、実習中に知り得た情報等について、守秘義務を負う。実習終了後においても同様とする。
- (2) 実習生は、病気や不慮の事故等やむを得ない理由により指定の日時の実習を受講できない場合には、速やかに実習受入事業所に連絡しなければならない。
- (3) 実習生は、実習終了後速やかに実習日誌等を研修機関に提出する。
- (4) 実習生は、研修機関が提示する保険に加入しなければならない。
- (5) 実習時間帯及び実習生の自宅等と実習場所との移動に係る負担はすべて実習生の負担とする。但し、やむを得ない理由により、研修実施機関又は実習受入事業所が特に認めた場合は、この限りではない。

9 実習中に発生した損害

実習生が実習中に実習受入事業所又は実習協力者に損害を与えた場合は、民法、自動車損害賠償保険法その他関係法令の規定に基づき実習生が賠償責任を負うものとする。

10 緊急時等における対応

- (1) 実習受入事業所は、病気や不慮の事故等やむを得ない理由により、指定の日時の実習を受講できない旨、実習生から連絡があった場合、速やかに研修機関に連絡しなければならない。
- (2) 実習受入事業所は、受入れが困難となった場合は、実習日程の変更、指導者の変更等により実習方法を工夫する等して、受入れを継続することができるよう最大限の努力を行うものとする。
- (3) 実習受入事業所が最大限の努力を行ってもなお、受入れを中断せざるを得ない場合、実習生は、別の実習受入事業所において、実習を継続することができるものとする。
- (4) 実習受入れの中止、内容の変更等の必要がある場合、実習受入事業所は、速やかに研修機関に事前相談を行うものとする。
- (5) 研修機関は、(4)の事前相談があった場合は、速やかに県に報告するものとする。
- (6) 実習受入れの中止、内容の変更等については、最終的な判断は県が行うものとする。県への事前連絡なく、実習受入事業所、実習生及び研修機関の間で直接取決めを行うことは認めない。

11 実習費

研修機関は、実習受入事業所から提出された「香川県介護支援専門員実務研修実習報告書」を確認した場合には、実習受入事業所に対し、実習生1人につき2千円を支払うものとする。

12 その他

- (1) 県は、研修機関から報告のあった実習受入事業所の情報について、当該実習受入事業所を管轄する市町に提供する。
- (2) 実習の実施にあたり、取扱いや解釈上の疑義が生じた場合は、実習受入事業所及び研修機関等がその都度協議する。
- (3) 研修機関は、(2)について実習受入事業所と協議した内容を逐次県へ報告する。

附 則

この要項は、平成28年9月28日から適用する。

この要綱は、令和2年7月1日から適用する。

この要綱は、令和3年10月1日から適用する。

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。